

札幌新陽高等学校
いじめ防止基本方針

札幌新陽高等学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。本校では生徒の尊厳を保持するとともに、安心して健やかに成長できる環境を保証できるように、いじめの未然防止・早期発見及び早期解決のための対策を総合的かつ効果的に推進する。本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版。以下「ガイドライン」という。）、および「北海道いじめ防止基本方針」にのっとり策定するものである。

なお、本校は私立学校であり、いじめ防止対策推進法第31条に基づく都道府県知事への報告義務および再調査等の枠組みが適用される。本方針はこの法的位置づけを踏まえて策定したものである。

第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 基本認識

- ・いじめは「どの生徒にも起こり得る」「どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る」ことを踏まえ、生徒たちの尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が取り組む。
- ・ささいな兆候であっても見逃さず、早い段階から複数の教職員で組織的に関わり、情報を共有し、いじめを積極的に認知する。
- ・発見や連絡を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で加害生徒を指導する。
- ・学校・家庭・地域・関係機関が相互に協力して、生徒が自己肯定感、有用感を持ち、安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整える。
- ・学校評価において、本校におけるいじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置づける。

2 いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して

解釈されることのないよう努める。いじめられていても本人がそれを否定する場合や、「けんか」「ふざけ合い」であっても見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒と何らかの人間関係を指す。「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。インターネットを通じたいじめ(SNS上のグループからの排除、なりすまし投稿、わいせつ画像の拡散等)も同様に「いじめ」に該当し得る。

3 いじめの態様

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・卑わいなことを言われたり、身体を触られたり性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものもある。このような場合は、教育的な配慮や被害生徒の意向を十分に考慮した上で、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求める。また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する。

4 いじめの解消の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件がいずれも満たされている状態をいう。単に謝罪をもって安易に解消することはできない。

(1)いじめに係る行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上継続していること。ただし、被害の重大性等から、対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する場合がある。

(2)被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

「解消」と判断された後も、定期的な面談等による経過観察を継続し、いじめが再発していないか注視する。

第2章 いじめ防止等の対策のための組織と体制

1 いじめ防止対策委員会の設置（法第22条）

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための中核組織として、「いじめ防止対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を常設する。

(1) 構成

副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、教育相談部長、教務部長、養護教諭、該当学年主任、該当担任を基本とする。ケースに応じて、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家も加える。個々の事案により、校長が必要と認めた場合には関係者を加える。

(2) 定例会議

原則として隔月1回以上、定例で会議を開催する。いじめの問題が発生した場合のみではなく、いじめに結びつきそうな状況を共有するとともに、日常的に活動を行う。

(3) 緊急会議

いじめの疑い事案が発生した際は、即時に緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、事実関係の聞き取り、指導や支援の体制、対応方針の決定、保護者や関係機関との連携を行う。

(4) 記録

事例に係る情報の収集と記録、共有を行う。記録は「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」が明記される統一フォーマットにより作成し、適切に保存する。

保存期間は第8章第2項に定める。

(5) 年間計画

いじめ対策校内委員会は、年度当初に「いじめ防止年間計画」を策定し、定期アンケートの実施時期、教育相談週間、研修計画等を位置づけ、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

(6) 組織の周知

本組織の存在及び活動内容を、生徒・保護者に対して具体的に説明する。

第3章 いじめの未然防止に関する取組

「いじめが起きにくい」「いじめを決して許さない」学校風土、学級風土をつくり出すため、以下の取組を体系的に行う。

1 「わかる・できる・認められる授業」の確立

- ・基礎基本の定着
- ・言語活動の充実
- ・学び合いの場の設定

2 道徳教育・人権教育の充実

- ・LHRでの道徳授業の実施
- ・非行防止教室等での規範意識、人権尊重意識の指導

- ・特に「観衆」や「傍観者」の立場を取ることの問題性について考えさせる指導

3 体験学習の充実（主体的な活動の場・協働の場の設定）

- ・各学年の旅行的行事（修学旅行）
- ・よさこい活動
- ・新陽祭（学校祭）
- ・体育祭
- ・総合的な探究の時間（各年次）

4 情報モラル教育の徹底

- ・関係機関と連携した啓発活動
- ・非行防止教室
- ・PTA保護者会での啓発

SNSの利用に伴う危険性、インターネット上での誹謗中傷が重大な人権侵害であり犯罪行為にもなり得ることについて、繰り返し指導する。

5 人間関係を重視した集団づくり

- ・いじめを許さない風土醸成
- ・所属感、有用感、自己肯定感を育む授業設計

6 教育相談の充実

- ・年2回の教育相談週間
- ・養護教諭、SC、SSWとの連携

7 生徒会が主体となった取組

- ・あいさつ運動
- ・校則の見直し

8 ボランティア活動

- ・地域清掃活動
- ・各企業連携によるボランティア

9 地域連携

- ・新陽祭（学校祭）
- ・各地域活動への協力
- ・情報の共有

10 教職員の指導の在り方

教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

第4章 特に配慮が必要な生徒への対応

生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- 1 発達障がいを含む、障がいのある生徒
 - ・障がいの特性への理解
 - ・個別の指導計画を活用した情報共有
 - ・ニーズや特性を踏まえた適切な指導・支援

- 2 海外から帰国した生徒・外国人の生徒・国際結婚の保護者をもつ生徒
 - ・言語や文化の差からの困難に留意
 - ・外国人生徒に対する理解の促進

- 3 性同一性障がいの生徒や性的指向・性自認に係る生徒
 - ・教職員への正しい理解の促進
 - ・必要な対応の周知

- 4 災害などによる被災生徒
 - ・被災生徒が受けた心身への影響や慣れない環境への不安感の理解
 - ・心のケア

第5章 いじめの早期発見・早期対応（法第23条に基づく対応）

本章は、法第23条に基づく通常はいじめ事案への対応を定めるものである。本章の対応の過程で、事態が法第28条に規定する「重大事態」に該当すると判断された場合、または保護者等からの申立てにより重大事態として取り扱うべき場合は、直ちに第6章の手続きに移行する。

1 早期発見

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、重層的な早期発見体制を構築する。

(1) 生徒理解にたった人間関係の構築

- ・担任、副担任はもとより、年次所属の教員や教科担任や部活動顧問等の様々な立場で絶えず声かけを行い、生徒との関係づくりを心がける
- ・生徒の立場に立った人間味ある温かい指導を心がける
- ・生徒に絶えず声かけを行い、日常の言動、態度、交友関係等に注意を払い、個々や集団の小さな変化を見逃さない

- ・保護者との連絡を密にし、保護者が学校に相談しやすい体制を心がける

(2) 教育相談活動の充実

- ・春と秋に2回の教育相談週間を設け、生徒一人ひとりとしっかり向き合う時間を確保する

(3) アンケート調査の実施

- ・年3回「悩みやいじめに関するアンケート調査」を実施する。
- ・年2回の本校独自の学校生活アンケートを実施する。
- ・学校評価生徒アンケートを実施する。

アンケートにはSNS上のトラブルに関する項目を必ず含める。

(4) 多面的な情報の収集

- ・養護教諭、SC、SSW等が有している情報を統合する。
- ・保健室の利用状況において、背景にいじめがないかを確認する
- ・生徒の遅刻欠席については、必ず保護者と連絡をとり理由を確認する
- ・多くの目で生徒の観察を行い、教職員間の連絡を密にし、全職員で情報を共有する
- ・ネットいじめの発見のために、ネットパトロールを活用する

(5) 校内研修会の実施

- ・年1回教育相談研修会を実施する。

2 早期対応（初動対応と事実確認）

いじめの発見・通報を受けたとき、及びいじめを受けている疑いがあるときは、個人ではなく組織で対応し、事実の確認と記録を行う。

3 周囲の生徒（第三者）への指導

(1) 事実確認の迅速化

- ・被害者、加害者、関係者（傍観者）から個別に同時に複数で事実を確認する
- ・聞き取り中、随時情報を交換し、矛盾がないか確認する
- ・被害生徒と加害生徒を対面させての聞き取りは行わない

(2) 管理職への報告

- ・どんな場合も緊急事態の意識をもち、報告を最優先にする
- ・直ちに「対策委員会」に報告し、組織的対応を開始する

(3) 対応体制の確立・対応方針の決定

- ・事案に応じた柔軟な対応体制を確立する
- ・いつ、誰が、どのように対応するのかを決定し、全教職員に周知し迅速に対応する
- ・被害者の安全や保護を最優先に考える
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む

(4) 記録

全ての対応経過を、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」が明記される統一フォーマットに記録する。保存期間は第8章第2項に定める。

3 被害生徒への支援

徹底して被害者の立場に立った対応を行う。被害生徒と保護者に寄り添い、安全・安心を確保する。

必要に応じて、別室登校、オンライン授業による学習支援、SCによる継続的な心のケア等を行う。

4 加害生徒への指導

いじめを直ちに止めさせた上で、いじめを行った動機や気持ちに目を向けさせ、自らの行為の重大性を認識させる。加害生徒の背景にある課題を把握し、心理的専門家と連携した指導・支援を行うとともに、今後の生活について前向きに取り組ませる意識づくりを行う。

いじめは周りの態度によって助長されたり、抑止されたりすることに気づかせる指導を行う。

5 保護者との連携

被害・加害双方の保護者に対し、家庭訪問などにより事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。

6 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、法第23条第6項に基づき、所轄警察署と連携して対処する。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

暴行、傷害、恐喝、強要、器物損壊、名誉毀損、わいせつ行為等のいじめについて、学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、警察に相談・通報することとする。

第6章 重大事態への対処（法第28条・第31条に基づく対応）

いじめにより、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合、またはその疑いが生じた場合、法およびガイドラインに基づき、被害生徒を徹底して守り通す観点から、迅速かつ適正に対処する。

1 重大事態の定義

重大事態とは、事実関係が確定した段階ではなく、「疑い」の段階を指す。この段階から対応を開始しなければならない。

(1) 1号重大事態（生命心身財産重大事態）

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(例：自殺企図、身体の重傷（骨折等）、精神性疾患（PTSD等）の発症、金品の深刻な被害、わいせつ画像の拡散等)

(2) 2号重大事態（不登校重大事態）

いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず迅速に対応する。

(3) 転学・退学に至った場合の取扱い

いじめを受けた疑いがある生徒が転学又は退学した場合は、いじめにより転学・退学に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があることから、1号重大事態に該当することが十分に考えられる。退学をもって終わりとせず、適切に重大事態として取り扱う。

2 生徒・保護者からの申立て

生徒又はその保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

3 報告義務（法第31条）

本校は私立学校であり、法第31条に基づき、重大事態が発生した場合は以下の報告を行う。

- (1) 学校長は、重大事態の発生を覚知した場合、直ちに学校法人（設置者）に報告する。
- (2) 学校法人は、法第31条に基づき、重大事態が発生した旨を北海道知事（私学課）に報告する
- (3) 学校法人は、文部科学省に対しても重大事態の発生報告を行う。
- (4) 理事会等を通じて法人役員にも事案の共有を行い、進捗報告・必要な協議を行う。

4 調査主体の決定

調査の主体（学校が行うか設置者（学校法人）が行うか）は、事案の特性に応じ、学校法人（設置者）が判断する。

- (1) 不登校重大事態（法第28条第1項第2号）については、対象生徒の学校復帰や学びの継続支援も目的となるため、原則として学校が主体となって調査を実施する。
- (2) 以下に該当する場合、および1号重大事態のうち特に深刻な事案（生徒が死亡又は自殺を企図した場合等）は、学校法人（設置者）が主体となって調査を実施する。
 - ・ 事案が複雑で、学校のみでの事実解明が困難であると判断される場合
 - ・ これまでの経緯から、学校と被害生徒・保護者との信頼関係が著しく損なわれていると認められる場合
 - ・ その他、学校主体の調査では目的を達成できないと学校法人が判断する場合
- (3) 学校が調査主体となる場合であっても、学校法人は、法第28条第3項に基づき、調査の実施に対して必要な指導・支援および人的・財政的支援を行う。

5 調査組織の構成（公平性・中立性の確保）

調査組織は、調査の公平性・中立性を確保するため、以下の基準で構成する。

- (1) 対象生徒や保護者が第三者の参画を望まない場合等の特段の事情がある場合を除き、第三者

を加えた調査組織とする。

(2)ここでいう「第三者」とは、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をいう。本校のスクールカウンセラーや顧問弁護士は、専門家として参画することは適切であるが、「第三者」とは位置づけない。別途、第三者を確保する必要がある。

(3)外部の第三者は、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等について、職能団体や大学、学会等からの推薦に基づき任命する。対象生徒・保護者から専門性等に関する要望があれば、推薦依頼時に伝える。

7 被害生徒・保護者への事前説明

調査を開始する前に、被害生徒・保護者に対し、以下の事項について丁寧に説明し、意向・要望を聴取する。事前説明は2段階に分けて行う。

【第1段階：重大事態と判断した後、速やかに説明する事項】

- ・重大事態の別(1号・2号)と法的根拠
- ・調査の目的(民事・刑事上の責任追及が直接の目的ではなく、事実関係の解明と再発防止を図るものであること)
- ・調査組織の構成に関する意向の確認
- ・窓口となる担当者・連絡先の紹介

【第2段階：調査体制が整った段階で説明する事項】

- ・調査組織の構成(調査委員の氏名・役職の紹介)
- ・調査時期・期間(スケジュール、定期報告の方法)
- ・調査事項・調査対象
- ・調査方法(アンケート様式、聴き取りの方法・手順)
- ・調査結果の提供方法
- ・調査終了後の対応(知事への報告、所見書の提出等)

7 経過報告

調査期間中、少なくとも月1回程度、被害生徒・保護者に対して調査の進捗状況を報告する。丁寧に連絡を取り合い、不安感・不信感の軽減に努める。

8 被害生徒・保護者が調査を望まない場合の対応

被害生徒・保護者が調査を望まない意向を示した場合であっても、それを理由に重大事態として取り扱わないことは決してあってはならない。

その場合、以下のように調査方法を柔軟に工夫できることを丁寧に説明し、学校の対応の検証と再発防止のために必要な調査を実施する。

- ・調査結果を公表しないこと
- ・関係生徒への聴き取りは行わず、学校の記録の確認に留めること
- ・その他、被害者の意向を踏まえた方法で行うこと

9 調査結果の説明

法第28条第2項に基づき、被害生徒・保護者に対し、調査結果（調査報告書）を適切に提供し、詳細に説明する。加害生徒・保護者に対しても、被害者のプライバシーに配慮した上で説明を行う。

10 所見書の添付

知事への報告に際し、被害生徒・保護者が調査報告書に対して意見を述べる「所見書」を提出できることを説明し、希望がある場合はこれを添えて知事に提出する。

11 知事への報告と再調査

(1)調査結果は、学校法人を通じて北海道知事に報告する。

(2)報告を受けた知事は、法第31条第2項に基づき、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、附属機関を設ける等の方法により、再調査を行うことができる。本校および学校法人は、再調査が行われる場合には全面的に協力する。

12 調査結果の公表

調査結果（調査報告書）の公表については、事案の内容や重大性、対象生徒・保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案し、学校法人と協議の上、適切に判断する。ただし、社会全体でいじめ防止を考える契機とするため、個人情報保護法や生徒のプライバシーに最大限配慮した上で、特段の支障がなければ公表することを基本とする。

13 再発防止策の実行と点検

学校法人および本校は、調査結果の提言を踏まえ、実効性のある再発防止策を策定し、確実に実行する。人事異動等によって取組が風化することのないよう、学校法人の責任のもと、再発防止策の実施状況を継続的に点検・評価する。

14 重大事態調査中の並行的支援

重大事態調査の対応に意識が向くあまり、被害生徒への支援を疎かにしてはならない。調査の対応と並行して、被害生徒の心のケア、学習支援、安全確保（加害生徒との分離等）に全力を尽くす体制を整える。

15 北海道私立学校学事課との連携

本校が重大事態の調査体制を十分に整備できない場合には、北海道の私立学校学事課に対し、適切な支援を求める。また、同課を通じて北海道教育委員会の助言・支援を受けることも検討する。

1.6 その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定変更や転学等の弾力的対応を検討する。また、事案によっては、警察等の関係機関と連携して対処する。

第7章 PDCAサイクルと方針の見直し

1 方針の定期的見直し

本方針は、毎年度末に「対策委員会」において、取組の実効性を検証し、必要に応じて改訂を行う。また、国の基本方針やガイドラインの改定があった場合には、速やかに本方針への反映を検討する。

2 周知徹底

改訂した方針では、入学時および各年度始めに、生徒・保護者に説明資料を配布して周知徹底を図る。本方針の内容について、全校集会や保護者会等の機会を捉え、特にいじめの定義、相談方法、学校が最後まで守り抜くことを生徒に明確に伝える。

3 教職員研修

全教職員が、法、国の基本方針、ガイドラインおよび本方針を理解し、重大事態とは何か、重大事態にどう対処すべきかを認識できるよう、年度当初の職員会議および定期的な研修を実施する。

おわりにいじめ問題の克服は、本校に関わる全ての大人の責務である。本方針は、策定をもって終わりとするものではなく、国の方針改定や本校の実態を踏まえ、常に見直しと改善を図るものとする。全教職員が本方針を共有し、「いじめは絶対に許さない」「一人の生徒も見捨てない」という決意のもと、生徒が安心して学び、成長できる学校づくりに取り組む。

第8章 記録の作成・保存（新設）

1 記録の原則

いじめに関するすべての記録は、事実と意見を区別し、統一フォーマットで作成する。記録に当たっては、統一フォーマットに基づき、「いつ・どこで・誰が・誰に・何を・どうした」を明記することとする。

また、聴き取りは複数名で行い、記録者を明記する。

2 保存期間

保存期間は、次のとおりとする。なお、電子的記録はバックアップを含めて保存する。

- ・通常事案：5年以上
- ・重大事態：永年保存

3 保存場所と管理責任

保存場所及び保存管理の責任は、次のとおりとする。

- ・保管場所：アクセス権限を明確化し、個人情報保護法に基づき適切に管理する。
- ・管理責任者：生徒指導担当の主幹教諭（いじめ対策校内委員会事務局）とする。

4 記録様式の統一

いじめ対策校内委員会が様式を作成し、全教職員に周知する。

第9章 おわりに

いじめ問題の克服は、本校に関わる全ての大人の責務である。

本方針は、策定をもって終わりとするものではなく、国の方針改定や本校の実態を踏まえ、常に見直しと改善を図るものとする。全教職員が本方針を共有し、「いじめは絶対に許さない」

「一人の生徒も見捨てない」という決意のもと、生徒が安心して学び、成長できる学校づくりに取り組むことが強く求められる。

制定日平成29年4月1日

改正日令和7年4月1日

改正日令和8年4月1日

